

TOKYO PRO-BOND Market に関する Q&A

TOKYO PRO-BOND Market 創設のねらい

Q1 TOKYO PRO-BOND Market 創設の目的はなんですか。

A1 TOKYO PRO-BOND Market は、2008 年の金融商品取引法改正で導入された「プロ向け市場制度」に基づく、プロ投資家向けの新しい債券市場です。

日本の債券市場は額面 1 億円以上の社債管理会社不設置債を中心としたプロ投資家向けの発行が大宗を占めるにも関わらず、金融商品取引法の開示制度及び実務慣行は、個人投資家向けの債券も含むことを前提とした手厚いものとなっています。また、海外発行体の日本国内での起債意欲は高いにも関わらず、日本語による開示が障害となつて必ずしも発行額は伸びていません。

TOKYO PRO-BOND Market は、こうした状況を踏まえ、「プロ向け市場制度」をフルに活用しつつ、ユーロ市場のような柔軟かつ機動的な債券の発行を実現し、国内外の発行体と投資家さらには証券会社などの関係業界の利便性を向上させ、アジアの中核としての日本の債券市場の発展に資することを目的にしています。

Q2 債券発行者及び投資家にとっての TOKYO PRO-BOND Market のメリットはなんですか。

A2 機動的かつ柔軟な起債が可能になります。

債券を発行する際に必要な開示書類を、投資家への情報提供の質は維持した上で、大幅に簡素化するなど、手続きを効率化することにより、市場環境に対応した機動的かつ柔軟な発行が実現されます。海外の MTN プログラムと同様、発行体の基礎的な情報や財務情報、当年の起債予定額を TOKYO PRO-BOND Market に登録（プログラム上場）すると、その予定額の範囲内で随時債券を発行できる仕組みを導入します。

また、海外発行体（企業・団体）に対して、高い利便性が提供されます。

従来サムライ債発行には日本語開示が必要でしたが、TOKYO PRO-BOND Market では英語のみでの開示が可能です。日本会計基準に加え、国際会計基準、米国会計基準も採用し、円建て以外の様々な通貨での発行も可能です。

投資家にとってのメリットは、まず、TOKYO PRO-BOND Market を利用した債券の発行が増えることにより、より多くの内外の発行体の債券が日本で起債されることになり、国内外の投資家にとって日本市場における投資対象が多様化します。海外の投資家にとっては、英語による情報開示の拡充により、日本市場における投資がより容易になります。欧州の投資家など、上場銘柄のみを投資適格としている海外投資家にとっても日本で起債される債券への投資が可能になり、投資運用機会の拡充につなが

ります。投資家にとって必要な情報は当取引所のウェブサイトにて一元化され、簡便にアクセスできるようになります。

- ※ MTN は Medium Term Note(ミディアム・ターム・ノート) の略で、MTN プログラムに基づいて発行される債券を指し、ユーロ市場では一般的な社債発行形態となっています。MTN プログラムとは、社債発行により資金調達を予定している発行体が、あらかじめディーラー数社と MTN 発行に関する包括的な契約を締結しておくことにより、発行限度枠内で随時機動的に債券発行ができるようにする枠組みのことをいいます。MTN プログラムは通常、ロンドン、ルクセンブルク等の取引所に上場(リスティング)されています。

総則、定義(規程第1条~第3条、第26条関係)

Q3 どのような有価証券が上場できますか。

A3 内国法人又は外国法人の発行する社債券、特別の法律により内国法人又は外国法人の発行する債券、投資法人債券、外国投資証券のうち投資法人債券に類する証券、内国又は外国の者の発行する地方債証券、内国法人又は外国法人の発行する特定社債券、特定目的信託の受益証券のうち、信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類のもの、外国の者の発行する特定目的信託の受益証券、外国の発行する国債が上場の対象です。発行地に関する制約は特段ありません。社債券については、いわゆる普通社債のほか、仕組み債についても、社債券の定義に当てはまる限りにおいては上場可能ですが、転換社債や交換社債については、対象とはしていません。また、いわゆるイスラム債の上場は、特定目的信託の受益証券の形態により、可能となります。

Q4 開示資料の言語を変更することはできますか。その際の留意点について教えてください。

A4 開示資料の言語の変更は可能です。たとえば、海外の発行体のケースなどで、債券発行時の開示は英語と日本語の双方の言語とし、継続開示については英語のみの開示とすることなどが考えられます。ただし、その場合、発行時において、あらかじめ投資家に対し、継続開示は英語のみで行われることを周知しておくなど、投資家の混乱を防ぐ方策を講じる必要があります。

Q5 規程第3条でいう「本国等における法制度、実務慣行等」とはなんですか。

A5 発行体の設立準拠国の法制度、実務慣行等に限るものではなく、債券の発行地における法制度、実務慣行等を幅広く含む趣旨です。株式会社 TOKYO AIM 取引所は、プリ

シンプル・ベースの考え方（規程第 1 条第 2 項）に基づき、債券市場のプラクティスを踏まえて、柔軟かつ適切な規則の運用を行います。

上場申請（規程第 4 条～第 8 条関係）

Q6 TOKYO PRO-BOND Market を利用した債券の発行と「上場」の関係について教えてください。

A6 TOKYO PRO-BOND Market の情報開示の仕組みを用いて債券を発行するには、TOKYO PRO-BOND Market に上場していただく必要があります。TOKYO PRO-BOND Market に上場しない場合には、他の制度（金融商品取引法上の募集：有価証券届出書を提出、適格機関投資家私募、少人数私募など）を利用して発行することになり、その場合には TOKYO PRO-BOND Market が提供するさまざまなメリット（柔軟な制度でありながら、実質的に現在の債券投資家（個人向け債券の投資家を除く）と同様の範囲の投資家に販売できる等）を享受することはできません。

Q7 「有価証券新規上場申請書」の受付の窓口と受付時間について教えてください。

A7 上場申請の受付窓口は、株式会社 TOKYO AIM 取引所となります。受付時間は、基本的には株式会社 TOKYO AIM 取引所の営業時間（8 時 45 分から 16 時 45 分まで）とさせていただきますが、海外発行体の場合は時差等を考慮して柔軟に対応させていただきます。電子媒体による場合も、同様です。

Q8 代理人による申請は可能ですか。また、英語での申請、相談、照会は可能ですか。

A8 代理人による申請、英語での申請、相談、照会とも、可能です。

Q9 プログラム情報とはなんですか。プログラム情報を提出するとどのような利点があり、また義務が発生しますか。

A9 プログラム情報は、金融商品取引法に基づく発行登録書と同様の趣旨で、一定期間における当該発行体の債券発行の枠を開示するものです。プログラム情報の格付けを取得し、引受証券会社の候補社名を記載することにより、その後の実際の債券の発行時には、速やかな発行と上場手続が可能となります。プログラム情報を提出した発行体は、適時開示の義務を負うなど、取引所の規則を遵守する義務が発生します。

Q10 プログラム情報と発行登録書の違いはなんですか。

A10 発行登録書は金融商品取引法に基づく開示書類ですが、プログラム情報は当取引所

の規則に基づき、当取引所が定める第 2 号様式又は当取引所が適当と認める様式により作成されます。なお、第 2 号様式は発行登録書を簡略化させた内容となっています。

Q11 プログラム情報の第 2 号様式以外の様式の利用は可能ですか。

A11 有価証券上場規程施行規則第 3 条第 1 項に基づき、当取引所が適当と認める場合には可能です。たとえば、ユーロ MTN プログラムで実際に利用されているプログラムの様式をそのまま利用することができます。

Q12 プログラム情報と特定証券情報の関係について教えてください。

A12 プログラム情報の提出後、その枠の中で債券を発行して上場する際に、特定証券情報を提出する必要があります。特定証券情報では、プログラム情報の内容を参照します。

Q13 プログラム情報の提出は必ず求められますか。

A13 プログラム情報の提出はあくまで任意です。発行登録制度と同様、頻繁に（＝年間に何度も）債券を発行する発行体にとって、プログラム情報の提出による個別の発行の迅速化、容易化はメリットがありますが、例えば 1 年間に 1 回しか債券を発行しない発行体にとって、プログラム情報の提出は必ずしもメリットがありません。そうした発行体は、特定証券情報だけを提出することで債券を発行・上場することが通常であると思われます。

Q14 プログラム情報の利用についての適格性要件はありますか。

A14 プログラム情報について、規程第 5 条で読み替える第 9 条各号に定める上場適格性要件を満たしていただく必要があります。原則として、プログラム情報について格付けを取得していることと、主幹事証券会社の候補会社としてプログラム情報に掲載した者が主幹事証券会社リストに掲載されていることが求められます。

Q15 プログラム情報に基づいて発行する債券は、必ず上場する必要がありますか。

A15 プログラム情報に基づいて発行する債券を上場させる必要は、必ずしもありません。発行体の選択にゆだねられます。上場しないで債券を発行する場合には、他の制度にしたがって発行することになります。適格機関投資家私募や少人数私募の仕組みを用いることになるものと思われます。

Q16 プログラム情報の公表方法を教えてください。

A16 株式会社 TOKYO AIM 取引所のウェブサイトと発行者の情報を掲載するウェブサイトに継続して掲載する方法により、公表していただきます。

Q17 特定証券情報とは何ですか。

A17 特定証券情報とは、TOKYO PRO-BOND Market の仕組みを使って債券を発行・上場する場合に提出、公表する必要のある書類であり、有価証券の募集の場合の有価証券届出書に相当するものです。特定証券情報の内容、書式は株式会社 TOKYO AIM 取引所が定めます。1年間継続して有価証券報告書を提出している発行体においては、特定証券情報に財務書類を含む企業情報を記載する必要がなく、また海外の発行体においては母国当局や取引所への提出書類をそのまま流用できるなど、TOKYO PRO-BOND Market 用の追加書類作成コストが極力小さくなるような工夫を行っています。

Q18 特定証券情報には、第5号様式以外の様式の利用は可能ですか。

A18 有価証券上場規程施行規則第4条第2項に基づき、当取引所が適当と認める場合には可能です。たとえば、ユーロ市場で実際に利用されている開示様式を利用していただけことができます。

Q19 債券について保証を受けている場合、保証会社に関する情報の開示は求められますか。

A19 特定証券情報の第5号様式では、発行者の保証会社の情報の記載欄を設けています。

Q20 特定証券情報に関する特例について教えてください。

A20 1年間継続して有価証券報告書を開示している発行体は、特定証券情報に、有価証券報告書を提出している旨を記載することが求められ、第5号様式第二部の【企業情報】の記載を省略することができます。また、発行者情報（TOKYO PRO-BOND Market の場合の継続開示）の提出・公表も不要です。また、金融商品取引法第3条各号に規定する有価証券（地方債等）の募集を行う場合については、特定証券情報にかえて発行要項を提出することが求められます。

Q21 プログラム情報を公表している場合の、特定証券情報の記載方法について教えてください。

A21 プログラム情報の提出後、その枠の中で債券を発行して上場する際には、特定証券情報を提出する必要があります。特定証券情報では、プログラム情報の内容を参照することができますので、その内容は発行登録追補書類と同様に簡易なものとなります。なお、発行登録追補書類では、継続開示している情報（有価証券報告書や四半期報告書）を参照（添付しているのと同様の法律効果を持つ）する必要がありますが、特定証券情報ではその必要はなく、単に有価証券報告書を提出している旨を記載すれば足

ります。

Q22 許容される会計基準について教えてください。

A22 日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準の3基準と、これら3基準のいずれかと同等であることを、当取引所が認めた基準が許容されます。当取引所が認めた基準による場合は、当該3基準のいずれかとの差異を監査法人の監査を受けた上で開示（いわゆる調整開示）しなければなりません。

Q23 特定証券情報の公表方法を教えてください。

A23 株式会社TOKYO AIM取引所のウェブサイトと発行者等の情報を掲載するウェブサイト継続して掲載する方法により、公表していただきます。

上場適格性（規程第9条～第12条関係）

Q24 株式会社TOKYO AIM取引所は、上場審査を行いますか。

A24 株式会社TOKYO AIM取引所は、債券が、規程第9条の上場適格性の要件を満たしていることを確認します。株式の上場とは異なり、形式的な要件の確認のみであるため、審査にはほとんど時間を要しません。

Q25 本規程でいう格付業者の範囲について教えてください。

A25 規則上は、「法第2条第36項に規定する信用格付業者及び外国法に準拠して設立された格付会社であって信用格付業者に対する規制・監督の枠組みと同等と認められる規制・監督の枠組みに服するものをいう」と定めています。国内・海外の格付会社がこれにあたります。現在のところ、これに該当すると考えられるのは、スタンダードアンドプアーズ（日本法人に限らない。）、ムーディーズ（日本法人に限らない。）、フィッチ（日本法人に限らない。）、格付投資情報センター、日本格付研究所です。なお、これ以外の格付業者についても、該当する可能性がありますので、個別にご相談ください。

Q26 格付けの取下げは、上場廃止基準に抵触しますか。

A26 格付けの取下げは、上場廃止基準に抵触しません。

Q27 格付けのレベルは問わないという理解で正しいでしょうか。たとえば、BBB格以上であることは必要ないという理解で良いですか。

A27 ご理解のとおり、格付けのレベルは問いません。

Q28 格付け要件の例外について教えてください。

A28 上場しようとする債券が地方債、外国地方債又は外国国債である場合と、国、国内外の地方公共団体若しくは当取引所が適当と認める金融機関による保証を受けている場合については、債券が格付けを取得する必要はありません。

Q29 主幹事証券会社リストとはなんですか。主幹事証券会社と J-Nomad とは同じものですか。

A29 主幹事証券会社リストとは、株式会社 TOKYO AIM 取引所が作成するリストで、TOKYO PRO-BOND Market への債券の上場及びプログラム情報の開示にあたって主幹事証券たりうる証券会社のリストです。当該制度は、TOKYO AIM（株式市場）の J-Nomad 制度とは異なります。TOKYO PRO-BOND Market は J-Nomad 制度を採用していません。

Q30 主幹事証券会社リストは発行体ごとに作るものですか、それとも全銘柄についてひとつのリストを作るものですか。

A30 主幹事証券会社リストは、発行体ごとではなく、全銘柄共通のリストとして株式会社 TOKYO AIM 取引所が作成・公表するものです。

Q31 主幹事証券会社リストへの登録と除外の要件は何ですか。

A31 主幹事証券会社リストへの登録は、当該リストへの登録を希望する会社からの申請を受け、これまでの内外の債券発行に係る主幹事実績等を勘案して株式会社 TOKYO AIM 取引所が登録の可否を決定します。また、株式会社 TOKYO AIM 取引所がリストへの掲載の継続が不相当と認める場合（例えば当該証券会社が債券の引受業務から撤退してしまったような場合）には、登録の取消しを行います。

Q32 主幹事証券会社リストへの登録には登録手数料はかかりますか。

A32 主幹事証券会社リストへの登録には手数料はかかりません。

Q33 主幹事証券会社要件の例外について教えてください。

A33 株式会社 TOKYO AIM 取引所が適当と認める金融機関が当該債券の総額を購入しているとき、証券会社による債券の引受は行われませんが、当該金融機関の審査による当該債券の質の確認が行われると考えられるため、このような場合については主幹事証券要件の例外とします。

Q34 プログラム情報に基づいて発行する場合の上場までの標準的な日程を教えてください。

い。

A34 標準的な日程では、上場申請の翌日には上場承認されます。上場日は払込日の翌日であり、振替債の上場申請を行う場合は支払代理人の手続きのために払込日の4日前までに条件決定が必要です。条件決定と同時に上場申請していただくことにより、円滑な上場が可能となります。なお、発行体コードをもたない発行体については事前にその取得が必要です。また、証券保管振替機構を初めて利用する場合には、同社への制度参加申請が事前に必要です。両手続きとも、1~2週間かかりますが、プログラム上場時にこれらの手続きを済ませておくことをおすすめします。

(標準的なスケジュール)

D-4：条件決定、上場申請

D-3：上場承認

D：払込み

D+1：上場

Q35 プログラム情報に基づかないで発行する場合の上場までの標準的な日程を教えてください。

A35 プログラム情報に基づく場合と、基づかない場合では、上場承認にかかる時間に違いが生まれる可能性があります。プログラム情報に基づく場合は、当該プログラム情報が格付けを取得しており、かつプログラム情報に引受証券会社の候補が記載されているため、実際の発行のときには上場適格性の確認が瞬時に可能です。他方、プログラム情報に基づかない場合では、上場申請を受けた時にこれを確認する必要があります。しかしながら、確認するのは格付けの有無、引受証券会社という形式的な項目についてですので、株式会社 TOKYO AIM 取引所に係る日程としては、プログラム上場の場合とさほど変わらないと考えていただいても差し支えありません。なお、発行体コードの取得と、証券保管振替機構への制度参加申請については、前問と同様です。

発行者の情報開示義務、その他の義務（規程第13条~第20条関係）

Q36 適時開示事項について教えてください。

A36 適時開示事項は、規程第14条に基づく事業に関する開示事項と規程第15条に基づく債券全般に関する開示事項の2種類があります。規程第14条に基づく開示事項とその軽微基準は有価証券上場規程の別表1に定められておりです。具体的には、解散、破産、不渡りなどの事項です。規程第15条に基づく開示事項は、上場債券の償還、格付けの変更などです。

Q37 適時開示の方法について教えてください。

A37 株式会社 TOKYO AIM 取引所のウェブサイトと発行者等の情報を掲載するウェブサイトに掲載する方法により、公表していただきます。

Q38 規程第 14 条に基づく適時開示義務が免除される場合について教えてください。

A38 国内若しくは海外の金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社と、事業活動の開示を必要としない債券（地方債、特定社債、特定目的信託の受益証券、外国の発行する国債）については、規程第 14 条の開示義務は免除されます（ただし株式会社 TOKYO AIM 取引所のウェブサイトから簡単に株券等の上場に伴う開示情報にアクセスができるようにしていただく必要があります）。規程第 15 条の開示義務は免除されません。

Q39 発行者情報には、第 7 号様式以外の様式の利用は可能ですか。

A39 有価証券上場規程施行規則第 10 条第 1 項に基づき、当取引所が適当と認める場合には可能です。たとえば、ユーロ市場で実際に利用されている開示様式を利用していただくことができます。

Q40 発行者情報の開示が必要ない場合について教えてください。

A40 有価証券報告書の提出義務のある発行者については、発行者情報の開示は必要ありません（ただし株式会社 TOKYO AIM 取引所のウェブサイトから簡単に有価証券報告書などの開示情報にアクセスができるようにしていただく必要があります）。また、当該上場債券が金融商品取引法第 3 条各号に規定する有価証券（地方債等）であって当該上場債券に係る募集を行う場合も、発行者情報の開示は必要ありません。

Q41 許容される会計基準について教えてください。

A41 Q22 と同様、日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準の 3 基準と、これら 3 基準のいずれかと同等であることを、当取引所が認めた基準が許容されます。当取引所が認めた基準による場合は、当該 3 基準のいずれかとの差異を監査法人の監査を受けた上で開示（いわゆる調整開示）しなければなりません。

Q42 上場債券の発行者のウェブサイトの整備についてはどのようなことが期待されますか。

A42 債券の発行者の開示情報は、株式会社 TOKYO AIM 取引所のウェブサイトと発行者のウェブサイトに開示されることが求められます。発行者のウェブサイトを利用する投資家の目から見て、開示資料の掲載場所や内容が分かりやすいことが必要ですし、

株式会社 TOKYO AIM 取引所のウェブサイトから各サイトへのリンクを貼ることも求められます。

Q43 上場手数料はどのような場合に発生しますか。具体的な金額はいくらですか。

A43 上場手数料は、プログラム情報の公表時と、債券の発行・上場時に発生します。上場維持の手续费は発生いたしません。なお、具体的な料率は今後決定いたします。

市場秩序の維持、上場廃止（規程第 21 条～第 25 条関係）

Q44 債券の上場廃止は、どのような場合になされますか。

A44 規程第 24 条第 1 項に基づき、(1)最終償還期限が到来する場合、(2)債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還する場合、(3)吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される場合、(4)上場債券の発行者が特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書について重大な虚偽記載を行った場合、(5)上場債券が期限の利益を喪失した場合、(6)前各号のほか、公益又は投資者保護のため、株式会社 TOKYO AIM 取引所が上場廃止を適当と認めた場合、の各場合に上場廃止されます。また、上場債券の発行者が規則に違反した場合の措置として上場廃止措置がとられる場合があります（規程第 21 条第 2 項）。

Q45 上記以外の理由による申請による上場廃止は可能ですか。

A45 申請による上場廃止は受け付けない方針です。

売買制度（業務規程等）

Q46 上場債券の売買は取引所外で行ってもよいのですか。

A46 従来の債券と同様、取引所外において売買を行っていただいても結構です。

Q47 債券の売買単位について教えてください。

A47 円建ての債券については額面 1 億円を売買単位とします。また、外貨建ての債券については、各債券の発行されている券種の額面金額とします。

Q48 投資家の範囲について教えてください。

A48 TOKYO PRO-BOND Market に売買注文を出せる者の範囲は、①特定投資家及び②非居住者です。特定投資家とは、生損保等の適格機関投資家、上場会社、資本金 5 億

円以上の株式会社がこれにあたり、これ以外でも、上記以外の法人や、純資産額及び金融資産額 3 億円以上かつ 1 年以上の取引経験のある個人については、証券会社への申出、承諾により特定投資家とみなされることとなります。

Q49 非居住者については、平成 22 年度税制改正で導入された非居住者債券所得非課税制度の対象になりますか。

A49 なります。

Q50 取引所取引は、課税玉と非課税玉のどちらを前提としていますか。

A50 債券利子に係る税制上、債券の利子に関して課税対象となる債券（課税玉）と課税対象とならない債券（非課税玉）がありますが、取引所における売買は課税玉を前提としています。これは取引所が非課税玉を前提としようとしても、取引所での取引においては受け渡しの対象となる債券の過去の所有者の履歴を特定することができないため、取引所外での売買を通じて課税対象となる者（個人及び資本金 1 億円未満の法人）が保有した履歴を持つ課税玉が受渡債券に入る可能性があるからです。課税玉の混入が排除できない以上、課税玉を前提とした売買とせざるを得ません。したがって、経過利子から税額相当分を差し引いた金額を売買代金に加算した金額を受け渡すこととなります。

Q51 外貨建債券の通貨については、制約はありますか。

A51 特に制約はありません。

清算・決済制度（清算・決済規程等）

Q52 取引所における債券の売買の清算・決済はどのように行いますか。

A52 国内発行の債券について取引所で売買を行った場合には、日本証券クリアリング機構（以下、「JSCC」という。）を通じて清算・決済を行うこととなります。海外で発行する債券については、取引所で売買を行った場合でも JSCC を通じた清算・決済を行うことができませんので、売り方、買い方となる証券会社に相対で清算・決済を行っていただくこととなります。この場合、売買が成立した時点で、当取引所から清算等を行う相手方となる証券会社をお知らせします。

Q53 取引所外における債券の清算・決済はどのように行いますか。

A53 取引所外で売買を行った場合には、国内発行・海外発行を問わず、各証券会社において定める方式により清算等を行うこととなります。

法令、その他

Q54 上場債券の勧誘を行うに当たって、金融商品取引法に基づき締結が求められる譲渡制限契約について教えてください。

A54 TOKYO PRO-BOND Marketに上場しようとする債券について特定投資家向け取得勧誘を行う場合には、発行体と投資家との間及び証券会社と投資家との間でそれぞれ譲渡制限契約を締結することが求められます。

また、TOKYO PRO-BOND Marketに上場した債券について市場外でOTC取引を行う場合には、特定投資家向け売付け勧誘等に該当し、勧誘を行う者と投資家との間で譲渡制限契約の締結が必要となります。

参考条文：

特定投資家向け取得勧誘について、金融商品取引法2条3項2号ロ(2)、令1条の5の2第2項3号、定義府令12条1号ロ、11条の2第1項

特定投資家向け売付け勧誘等について、金融商品取引法2条4項2号ロ(2)、令1条の8の2第3号、定義府令13条の6第1号ロ、13条の5第1項

Q55 上場債券に関する告知義務について教えてください。

A55 TOKYO PRO-BOND Marketに上場しようとする債券について特定投資家向け取得勧誘を行う場合には、勧誘を行う者から勧誘を受ける者に対して告知が必要となります。当該告知については、書面の交付は必ずしも要求されていません。

また、TOKYO PRO-BOND Marketに上場した債券について市場外でOTC取引を行う場合にも、勧誘を行う者から勧誘を受ける者に対して告知が必要となります。

参考条文：

金融商品取引法23条の13第3項1号、開示府令14条の14の2第3号

Q56 証券会社による引受審査・デューディリジェンスの内容、程度について教えてください。TOKYO PRO-BOND Marketの規則上の制約・義務はありますか。

A56 引受証券会社による引受審査・デューディリジェンスの内容、程度について、TOKYO PRO-BOND Marketの規則で具体的な義務を定めることは考えていません。ユーロ市場等のプラクティスを参考に引受審査・デューディリジェンスのレベルを各証券会社

において個々のケースに応じて判断していただくこととなります。

なお、これに関連する TOKYO PRO-BOND Market の特徴としては以下が挙げられます。

1. 法律上、発行企業が日本の取引所に上場しているなど継続開示会社である場合には、発行時に公表する特定証券情報（有価証券届出書もしくは発行登録追補書類に相当するもの）において、継続開示書類（有価証券報告書及び四半期報告書等）を参照しないため（有価証券報告書等を開示をしている旨を記載すれば足りる）、金融商品取引法第 17 条及び 21 条（特定証券情報にも準用されている）で立証責任が転換されている証券会社の民事責任の対象に継続開示書類が含まれない（すなわち当該発行企業の継続開示書類は上記加重責任の対象にならない）ことから、同 17 条及び 21 条に係る引受証券会社の法的リスクは大きく軽減される。
2. 証券業協会が定める引受審査に係る規則は適用がない。
3. TOKYO PRO-BOND Market は「プロ向け市場」ということで、個人投資家（特定投資家の範囲に入る個人を除く）を対象にしていないことから、証券会社においては、個人投資家を保護するために引受審査・デューディリジェンスをするという観点は必要なくなる。証券会社は、募集又は売出しにおける残額の引受リスク（自ら当該債券を保有することとなった場合の投資リスク）、プロフェッショナルとしてのレピュテーションリスク（例えば、販売後ほどなく発行体のこれまでの開示内容が大きく変更される、あるいは発行体が重要な情報を開示する等により債券の価格が大きく変動するリスク）等の観点から引受審査・デューディリジェンスを行うことになると考えられる。

また、当取引所としては、早稲田大学法学学術院 GCOE アジア資本市場法制研究グループ（Waseda Univ., Faculty of Law, Global COE Asian Capital Market Legislation Research Group）やアジア資本市場協議会（The Capital Markets Association for Asia :CMAA）などによる債券デューディリジェンスの標準的実務プラクティス等の策定に向けた活動を注視しており、当取引所としてもこうした活動に積極的に参画しています。

参考条文：

民事責任について、金融商品取引法 27 条の 33、21 条 1 項 4 号

継続開示会社が公表する特定証券情報の記載事項について、金融商品取引法 27 条の 31、証券情報等内閣府令 2 条 2 項 1 号

同じく発行者情報の公表を要しない場合について、金融商品取引法 27 条の 32 第 1 項、証券情報等内閣府令 8 条 1 項 1 号

元引受業者の義務について、金融商品取引法 40 条 2 号、金商業府令 123 条 1 項 4 号

Q57 売買参考統計値の対象にはなりますか。

A57 TOKYO PRO-BOND Market の制度を利用して発行する債券については、現時点では売買参考統計値制度の対象となっていませんが、今後引き続き関係者と協議していきます。